

平成16年2月教育長定例記者会見資料

事 項	内 容	備 考
指導力不足教員の認定について	<p>1 「指導力不足教員」の定義 学習指導上、生徒指導上又は学級（ホームルーム）経営上において問題があり、児童生徒に対する指導を適切に行うことができないことから、研修等特別の措置を必要とする教員</p> <p>2 指導力不足教員の具体例（「指導力不足教員への対応の手引」より） (1) 学習指導上の問題 ・指導内容についての質問に答えることができない。 ・児童生徒の反応を無視して一方的に授業を進める。 等 (2) 生徒指導上の問題 ・児童生徒の話（言い分）を聞くことができない。 ・問題が生じても自ら指導しない。 等 (3) 学級（ホームルーム）経営上の問題 ・児童生徒間の人間関係の調整ができない。 ・規律ある集団づくりができない。 等</p> <p>3 申請手続 県立学校の場合は、校長が県教育委員会教育長に対して申請する。 市町村立学校の場合は、校長が市町村教育委員会に対して申請し、市町村教育委員会が県教育委員会教育長に対して申請する。</p> <p>4 申請の時期 平成15年9月30日まで</p> <p>5 申請者数 14名</p> <p>6 認定者数 14名 内訳 (1) 学校種別 小学校：8名 中学校：3名 高等学校：3名 (2) 性別 男性：8名 女性：6名 (3) 年齢 30代：3名 40代：5名 50代：6名 (4) 職名 14名とも教諭</p> <p>7 認定に至る経過 (1) 指導力不足教員判定委員会の開催 外部委員を中心として構成する指導力不足教員判定委員会を開催し、申請された教員が指導力不足教員に該当するかどうかについて審議を行った。 （平成16年1月8日及び平成16年1月13日の2回開催） (2) 指導力不足教員判定委員会による審議結果 申請された14名について、認定することが妥当であるとの結論が出された。 (3) 県教育委員会の対応 上記(2)の審議結果を踏まえ、14名を指導力不足教員として認定した。 （認定日：平成16年2月20日付け）</p> <p>8 今後の予定 認定者にあつては、平成16年4月1日から県教育研修センターを中心とする研修を1年間受けることとなる。 （研修内容の例：学習指導案の作成、発問・応答・働きかけの仕方、児童生徒理解、望ましい学級集団づくり 等に係る演習、模擬授業、講義等 個々の教員の状況に応じて、共通プログラムと個別プログラムを組み合わせ実施する。）</p>	<p>担当課 義務教育課 人事担当 029-301-5220</p>